

34号

商工会だより

■発行:福山北商工会 ■発行日:令和2年10月

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】<https://fukuyamakita.jp/>
【支所】加茂町中野1-3-2TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

～令和2年度福山北商工会経営発達支援事業～

事業計画策定セミナー

本年度は、講師に株式会社アイムサプライ代表取締役で中小企業診断士の伊豆田 功氏をお招きし、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金を活用して、～With コロナ・After コロナを見据えた経営力向上を目指して～と題して9月7日(月)より10月19日(月)の間で全7日間コースのセミナーを開催。新型コロナウイルス感染症ソーシャルディスタンスに配慮しながら、昨年より少ない定数上限10社とし、今回は会員事業者7社が受講しています。

今回のセミナーは、新型コロナウイルス感染症のようなイレギュラーな外部環境の変化による環境下での経営の舵取りを行うために、複雑に絡み合い分かり難くなっている変化を整理整頓し、将来ビジョンと今行うべきことをわかりやすくサポートすることで、参加事業者のWith コロナ・After コロナを見据えた中長期の事業計画完成を目標にしています。

また、事業計画策定済事業者を対象に雇用環境の整備若しくは人材育成に取り組む必要のある事業者(最大5者)に1事業者3回までを限度に社会保険労務士による無料の個別支援が可能となっております。



事業計画策定セミナー内容

- ◆第1回：外部環境の捉え方と価値のある事業計画策定のポイントを理解する
- ◆第2回：本当の強みを理解して課題と向き合う
- ◆第3回：必要とされている「ニーズ」について抜本的に問い直す
- ◆第4回：With コロナ・After コロナを考える
- ◆第5回：競合分析の定義を見直し、全社戦略を決める
- ◆第6回：アクションプランの作成と数値目標の明確化
- ◆第7回：まとめ 中長期事業計画の完成を目指す。



新型コロナウイルス感染症関連の対策について

商工会では、日々多くのご相談を承っております。その中でいくつかをピックアップして掲載いたします。給付等の対象かどうか不明の方、対象になっているが手続きがまだの方も商工会へご相談ください。

【経済産業省】持続化給付金

申請締切：令和3年1月15日まで

■事業概要

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となります。

■給付対象要件

- *新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少した月がひと月ある者。
- *資本金10億円以上の大企業を除き中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主等。

■給付額

- 法人200万円、個人事業主100万円
- *但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。



9月1日以降に新規申請される方へ

[中小法人・個人事業者のための]

持続化給付金

じぞくかきゆうふきん

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

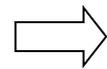
申請期間

令和2年5月1日(金)から
令和3年1月15日(金)まで

給付額

法人 …………… 200万円まで
個人事業者 …… 100万円まで

持続化給付金のホームページは
こちらのQRコードから



<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

【経済産業省】家賃支援給付金

申請締切：令和3年1月15日まで

■事業概要

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して、給付金を給付します。

■給付対象

法人は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象とします。個人事業者は、フリーランスを含み、幅広く対象とします。

■給付対象要件

2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のいずれかにあてはまること。

- ① いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている。
- ② 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている。

*その他にも要件がありますので詳細はQRコードからホームページをご覧ください。



お問い合わせ [マイページ申請済みの方](#)



トップ	制度内容	給付のながれ	申請サポート会場	よくあるご質問	申請する
-----	------	--------	----------	---------	------

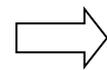
[中小法人・個人事業者のための]

家賃支援給付金

申請する

システムメンテナンスのため、
午前2時～午前3時は申請できません。

家賃支援給付金のホームページは
こちらのQRコードから



<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

【中小企業庁・福山市】新型コロナウイルス感染症に係る 固定資産税・都市計画税特別措置について

申請締切：令和3年2月1日まで

■事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置を原因として、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して事業用家屋と償却資産に係る令和3年度の1年分に限り固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

■対象資産

*事業用家屋について

個人の所有する居住用の家屋は対象外です。事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分のみが特例対象となります。

*償却資産について

所有する事業の用に供する償却資産。

※令和3年1月1日時点で所有している上記資産が特例対象となります。※土地は対象になりません。

■対象者

個人：常時使用する従業員の数が1000人以下の個人。

法人：・資本金の額又は出資金の額が、1億円以下の法人。

・資本又は出資を有しない法人のうち、従業員数が1000人以下の法人。
(大会社の子会社は対象外となります。)

■事業収入の減少幅及び軽減率

令和2年から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入を 前年の同時期における事業収入と比較した際の減少割合	提要される軽減率
30%以上50%未満減少している事業者	2分の1軽減
50%以上減少している事業者	全額軽減

■申告提出期限 令和3年2月1日(月)

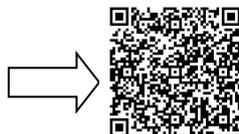
*期限までに提出いただけない場合特例の適用が出来ません。

■申請までの流れ

1. 認定経営革新等支援機関等へ、本軽減措置の適用要件を満たしていることの確認を依頼します。
2. 認定経営革新等支援機関等の確認が完了すると、確認書が発行されます。
3. 発行された確認書等の書類を添付して、福山市へ申告します。



固定資産税・都市計画税の
特別措置についての
詳細・書式等は
こちらから



消費税の仕入れ税額控除方式 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について



令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。少し先の事ではありますが、消費税の免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置や適格請求書発行事業者になる為に税務署への申請・登録が必要等、必要な情報ですので、今回抜粋してお知らせ致します。*詳細はQRコードから国税庁のチラシをご覧ください。

令和5年
10月1日~

消費税の仕入れ税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成30年4月
国税庁
(令和2年6月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入れ税額控除の要件となります。**

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

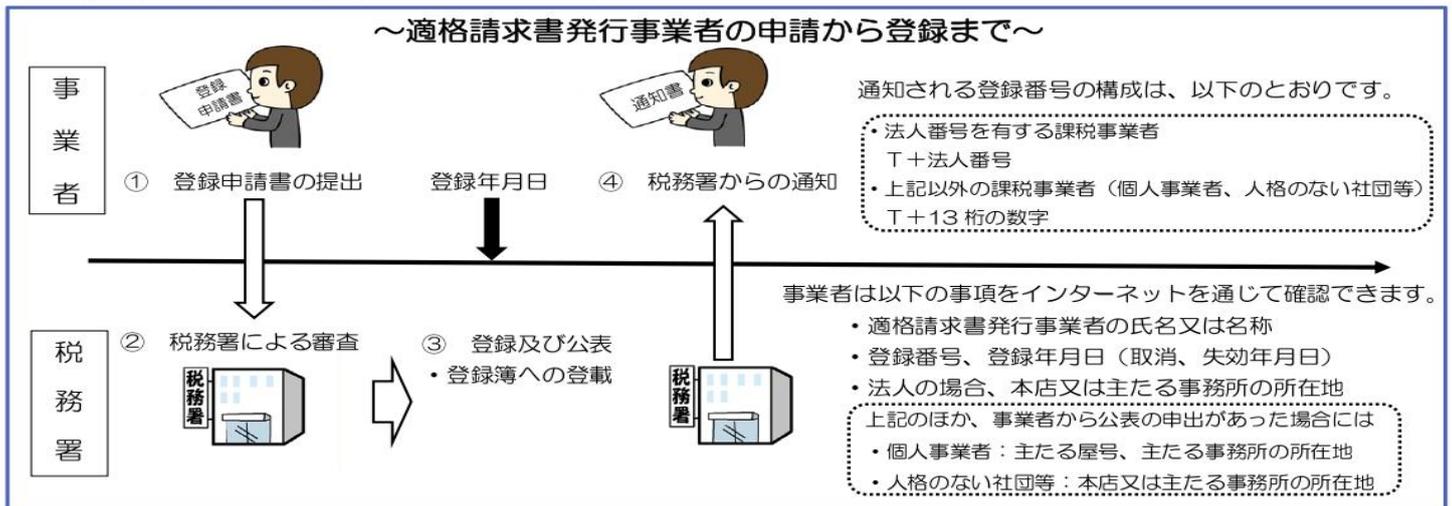
※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」といいます。)を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません。**

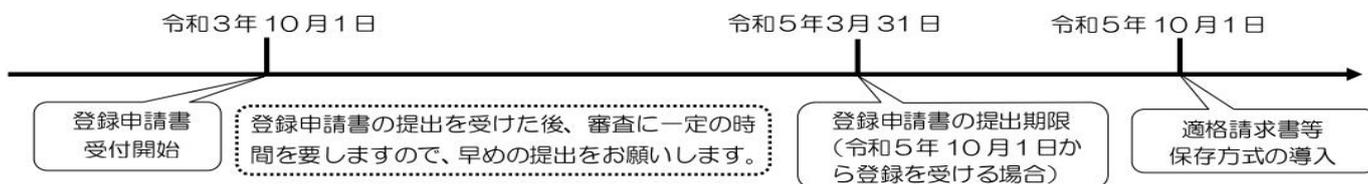
※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

~適格請求書発行事業者の申請から登録まで~



《登録申請のスケジュール》

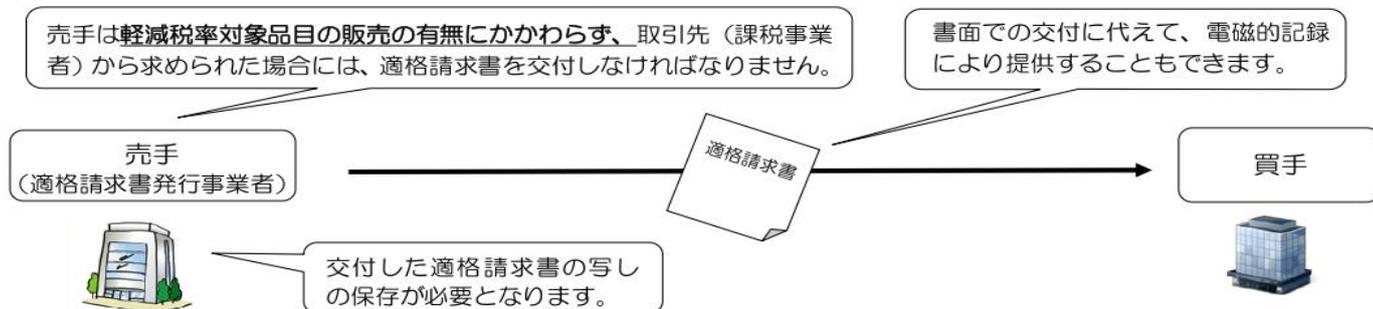
登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで**(ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合（下記(2)参照）を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



(1) 適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）**適格簡易請求書の記載事項**は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

株〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年 11 月分	
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200 円
(10%対象 40,000 円)			うち消費税 7,200 円
(8%対象 40,000 円)		⑤	消費税 4,000 円)
			消費税 3,200 円)
④		△△(株)	
①		登録番号 T1234567890123	

4 仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合（下記(3)参照）を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです（現行と同様）。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 対価の額

《帳簿の記載例》

総勘定元帳（仕入）				③	※は軽減対象	
XX年	② 月 日		① 摘要	③	税区分	借方(円)
11	30	△△食品株式会社	食料品※		8%	86,400
11	30	〇〇商事株式会社	文具具		10%	④ 44,000

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

適格請求書等保存方式
(インボイス制度)の
チラシはこちら



新入会員紹介

(期間：令和2年5月25日～令和2年9月16日)

事業所名	代表者名	住 所	業 種
はっとりほたるの里(株)	桐 島 正 充	駅家町服部本郷	農業
	岡 田 卓 也	加茂町北山	事務委託
ビューティーサロン・レイ	佐 藤 礼 子	加茂町下加茂	美容業
美容室イフ	森 川 郁 子	神辺町川北	美容業
奥野工業	奥野五月男	神辺町道上	建設業
オフィス Tashima	田 島 秀 幸	神石高原町	保険コンサルタント
エヌプラン	小 川 直 美	駅家町万能倉	建設業
KISSA BIYORI	藤 本 和 則	神辺町十九軒屋	飲食業
カットイン・K	服 部 桂 子	駅家町万能倉	美容業
ふじわら設備	藤 原 俊 道	駅家町万能倉	水道設備
HAIR SALON merci	水 田 地 塩	神辺町八尋	美容業
LCM cafe	岩 部 紘 臣	福山市城興ヶ丘	移動販売
Angel calm	石 井 佳 織	御幸町森脇	エステ
おきなわんふード がちまやあ	藪 下 直 紀	駅家町万能倉	飲食店
柳原建設	柳 原 啓 次	加茂町下加茂	建設業

商工会員限定無料ホームページ作成ツールご紹介

全国商工会連合会から商工会員限定の無料のホームページ作成ツール【Goopé (グーペ)】をご紹介します。QRコードからアクセス。都道府県名と所属商工会名を選択後、次ページでメールアドレス・ログイン。ID・パスワードを設定。無料のフォーマットも各種あり比較的簡単に作成出来ます。興味のある方は是非チャレンジしてみてください。
(本件問合せ先：加茂支所 ☎972-3008)

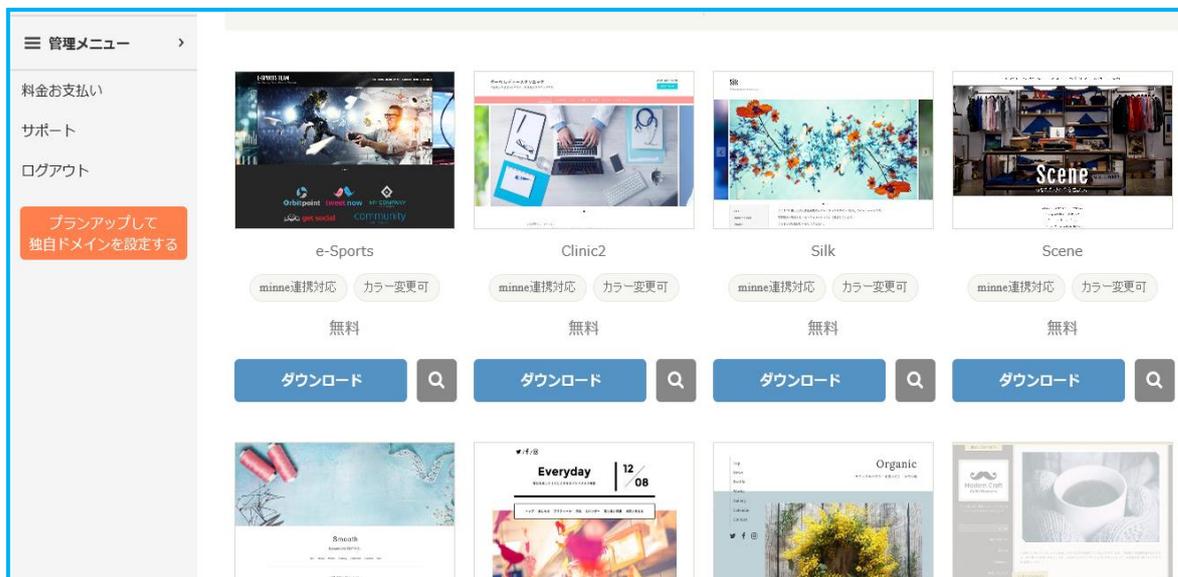


グーペの概要と基本マニュアル

こちらから



ホームページ作成
申込フォームは
こちらから



広島県最低賃金

今年度は変更ありません

広島県最低賃金

時間額 **871** 円

(令和元年 10月1日発効)

*広島県(産業別)最低賃金は発表があり次第、
商工会のホームページにてお知らせします。

ミラサポplus

中小企業庁・経済産業省が行っている
日本政府公式の中小企業支援WEBサイト
【ミラサポplus】をご紹介します。
各種補助金や経営にプラスになる情報が
掲載されています。

専門家派遣は商工会・県連を通じて、無料で3
回程度専門家派遣事業を行っています。
詳細はホームページを参照ください。

ミラサポplusの
ホームページはこちらから



商工貯蓄共済の健康診断助成金をご活用ください！

【健康診断等助成金制度】 広島県だけの特典です！！

健康診断・人間ドック等の検診費用で**最高15,000円**まで助成されます。

対象者：満30歳以上の加入者(その家族を含む)および被保険者
一契約者(名寄せ)につき年度内2名が限度

助成内容：加入口数3口まで…5,000円または検診費用の半額のいずれか低い額
加入口数5口まで…10,000円または検診費用の半額のいずれか低い額
加入口数6口以上…15,000円または検診費用の半額のいずれか低い額

請求方法：受診後、商工会へ領収書(写)と契約者印をご持参下さい。
商工会で所定請求書を作成し手続きをおこないます。

※同一人が年度内に2回以上受診した場合の助成金請求は、1回分(初回)の
助成金請求のみ対象となります。



人事異動と10月1日からの事務局体制のお知らせ

・退職 小笠原 匡志(令和2年9月30日付)

本所

支所

【事務局長】荒川 雅和

【経営指導員】黒田 大樹

【経営指導員】大谷 逸人
南 夕佳里

【補助員】三島絵里子

【補助員】佐藤 文音

【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子

福山北商工会のホームページ⇒



memo

年末調整や確定申告へ添付する
各種控除証明書類がそろそろ届く時期です。
保管しておきましょう！

ご質問・ご不明点等は商工会へ
お気軽にお問い合わせください。

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、
売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。

「もしも」のときの資金調達手段として
当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

1

掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2

貸付条件は**無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3

掛金は税法上 **損金（法人）または 必要経費（個人事業）に**

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内
（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



加入・請求・掛金の増減額の手続きなど
お問い合わせは福山北商工会まで！
本所：☎976-3111・支所：☎972-3008

